

南丹市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

1. 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正の試行を行うため、本要領に必要な事項を定める。

2. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日または環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上または環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が25度以上の場合とする。

(2) 対象工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率}^{\ast} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{対象工期}$$

※ 小数第2位止め(小数第3位を四捨五入)

3. 対象工事等

(1) 対象工事

南丹市が発注する主たる工種が屋外作業である工事、除草・剪定等の土木施設維持管理委託を対象とする。

ただし、通年の維持管理工事、緊急対応工事、単価契約による工事等、営繕工事は含まない。

(2) 対象地域

南丹市内における全ての地域を対象とする。

4. 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

$$\text{補正値}(\%)^{\ast 1} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast 2}$$

※1 補正値(%)は小数第2位止め(小数第3位を四捨五入)

※2 補正係数：1. 2

(2) 現場管理費

$$\text{現場管理費（円）} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{\text{※3}}) + \text{補正值})$$

※3 補正係数：地域補正等

(3) 施工箇所が点在する工事への適用

点在する施工箇所ごとに補正を行う。

5. 気温の計測方法等

(計測方法)

真夏日日数の集計にあたっては、京都観測所（気象庁）で観測された気温^{※1}、または、環境省が公表している暑さ指数（WBGT）^{※2}のいずれかを用いることを標準とする。ただし、これらのいずれの方法にもより難しい場合は、事前に監督職員と協議のうえ、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、気温の計測・集計方法については、工事着手前に受注者が提出する施工計画書に必ず記載することとする。

また、気温の集計に要する費用は受注者の負担とする。

【観測所一覧】

	観測所名	所在地	緯度経度
1	園 部	南丹市園部町黒田	北緯35度6.5分 東経135度27.3分
2	美 山	南丹市美山町静原絵野	北緯35度16.5分 東経135度33.0分

※1 気象庁「過去の気象データ検索」 <<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>>

※2 環境省「暑さ指数(WBGT)の実況と予測」 <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php>

(計測結果の報告)

真夏日日数の集計結果及び熱中症対策の状況写真等の添付資料については、変更契約協議時に、工事打合せ簿により報告すること。

6. 既契約工事における変更

受発注者協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測する。

なお、計測方法については、「5. 気温の計測方法等」に準じること。

7. 週休2日制の経費補正を行う場合の適用

週休2日制の補正と同時に熱中症対策に資する現場管理費率の補正を行う場合は、熱中症対策による補正值加算後に週休2日制の補正係数を乗じる。

8. 対象工事である旨等の明示

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事である旨は、特記仕様書において明記する。

附則

この要領は、令和6年6月1日から適用する。